

## 不審者に関する事例

東京都内において、11月17日に高齢対策年金係と名乗る人物が都内在住の被保険者宅を訪れ、「年金が12月から受給できるようになるので、印紙代と所得税で2万円が必要だ。今、払わないと12月10日に入金されない。」と言った。不審に思い、区役所に確認すると言っていると、午後6時にまた来ると言い出て行った。

本人が確認のため区役所へ来庁されたことで、本件が全くの虚偽であることが判明した。

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）